

令和7年度 北部小学校 いじめ防止基本方針

学校教育目標『自ら学び 豊かな心を持ち しなやかに生きる 子どもの育成』

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取り組みを行い、未来に向かって夢をもち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

(2) 学校及び教職員の責務

- ① 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握するために、児童とのコミュニケーションの場を大切に、いじめを未然に防ぐ体制を推進する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条】

(2) 基本施策

① いじめの未然防止のための取り組み

ア いじめについての共通理解

- ・ いじめの具体的な指導上の留意点等について、学年会や生徒指導部会、職員会議で積極的に取り上げ、共通理解を図る。
- ・ 児童に対し、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 児童の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感でき、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・ 児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、困難な状況を乗り越える体験ができる場の充実を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア 「いじめの理解」を定期的に再認識する。

イ 日常的な観察

休み時間など児童と的確に関わりをもち、児童の様子を把握する。

ウ 教育相談の充実

個人面談などの教育相談機関の設定により、話を聞く機会を設ける。また、随時教育相談を受け入れる。

エ アンケートによる調査（年４回／実施時期 ６月・９月・１２月・３月）

生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに一人一人の状況を把握する。

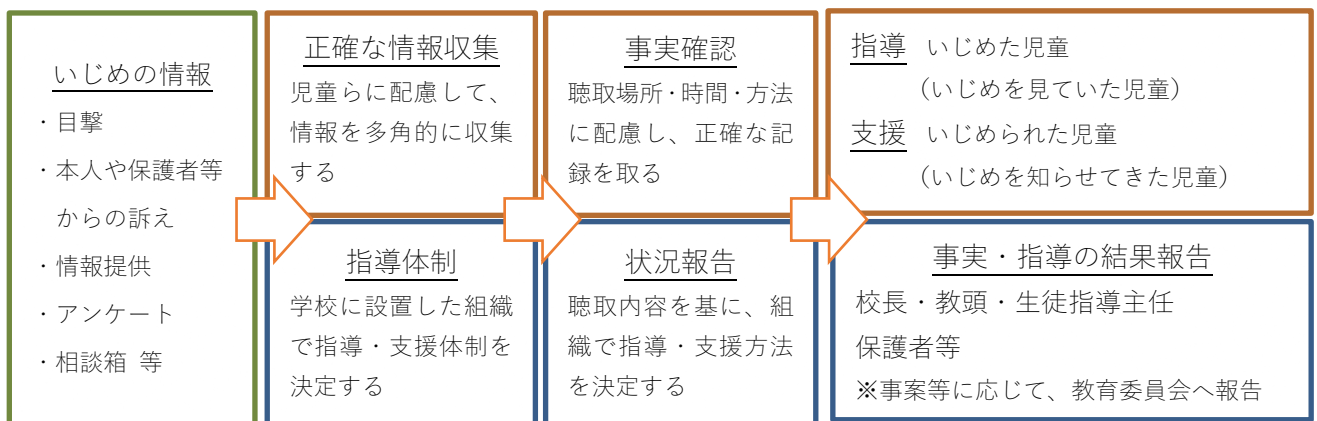
（３）組織

いじめの防止等を実効的に行うために、「生徒指導部」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、スクールライフ
カウンセラー、長欠担当教員

※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

（４）組織的ないじめの対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

（１）いじめの未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること。

（２）いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。

4 北部小学校重点４項目

- ① 些細なことでも学年職員で共有すること、学年から管理職に報告することを徹底し、素早く取り掛かることを大切にする。
- ② 「いじめ」の定義について、全職員で再確認し、些細な兆候も見逃すことがないような体制を構築する。例え、加害児童が意図なく行動した内容であったとしても、相手が嫌だと感じた場合は定義上「いじめ」であることを念頭に置き、状況をよく確認した上で、「いじめ」という認識を持たせられるよう指導する。
- ③ 学校で起こった生徒指導上の案件については、家庭への連絡を省くことなく、迅速に保護者に伝え、保護者と共に対応方針等について協議する。
- ④ 加害事実が発覚した場合は、迅速に市教委に報告するとともに、警察等の関係機関とも連携・協力し、共に解決に取り組む体制を構築する。